**有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅　自主点検票**

**記載要領**

　有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の自主点検については、これまで、それぞれの施設種別ごとの自主点検票を作成しておりましたが、この度、関係法令及び京都府有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅設置運営基準指針をもとに、一体化した自主点検票を作成しましたので、この記載要領を参考に、自主点検を進めていただきますようお願いします。

１　自主点検を行う時期・回数

　　少なくとも年に１回行うこととしてください。

２　様式の掲載場所

京都府ホームページ内「有料老人ホーム等の自主点検について」に掲載しています。

<http://www.pref.kyoto.jp/kourei-engo/13900057.html>

３　自主点検欄の記載

|  |  |
| --- | --- |
| 手打ち入力箇所 | 当該箇所を御入力ください。 |
| 自動計算箇所 | 手打ち入力箇所で入力した内容をもとに、計算式により自動で表示されます。  原則、入力は不要ですが、もし、計算式に誤りがある場合は、手打ちで入力していただき、手打ち入力したことが分かるように、背景を黄色に変更してください。 |
| プルダウン選択箇所 | プルダウンによる選択肢から、御選択ください。  　原則、手打ち入力は不要ですが、もし、該当する選択肢がない場合は、Excelのコメントにより内容を入力していただき（右クリック→「コメントを挿入する」をクリック→吹き出しに内容を入力）、背景を黄色に変更のうえ、コメントを表示させてください（右クリック→「コメントを表示する」をクリック）。 |

※　もし、様式に不備等がございましたら、その都度、お知らせいただきますと幸いです。（いただいた御意見をもとに、定期的に様式をアップデートさせていただきます。）

４　自主点検票の保管

　作成した自主点検票は、点検を行った日から２年間保管を行い、府が行う事業者等に対する検査その他府が求める際には提示を行ってください。